

## 高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類の大分類に規定する製造業をいう。
- (3) 補助事業者 県内で製造業を営む中小企業者であつて、BCP(事業継続計画)を策定しているものをいう。
- (4) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(令和18年国土交通省告示第184号)により、建築物の地震に対する安全性を評価するものをいう。
- (5) 耐震改修設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物に対して、地震に対して安全な構造となるようにする改修工事の設計をいう。
- (6) 建替設計 耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物を全て除却し、当該建築物が存していた敷地内又は補助事業者が別に構えた敷地で新たに建築物を建築する工事の設計をいう。

### (補助目的)

第3条 県は、県内の中小企業者の事務所、工場等の耐震化を促進することによって、事業所内の安全の確保及び周辺地域への被害拡大の防止、震災後の早期復旧及び事業継続等、南海トラフ地震に備え、従業員の命を守るとともに県経済及び雇用への影響を最小限に抑えることを目的として、耐震診断及び耐震改修設計・建替設計(以下「耐震診断等」という。)を実施する補助事業者に対して予算の範囲内で補助する。

### (補助対象建築物)

第4条 耐震診断費用の補助対象建築物は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 高知県内にあること。
  - (2) 昭和56年6月1日付けで施行された建築基準法施行令(昭和25年政令338号)より前の耐震基準で建築確認を受けて建築された、製造業を営むための事務所、工場等の建築物であること。
  - (3) 耐震診断等に関し、この要綱以外の補助金交付の決定を受けていない建築物であること。
  - (4) 耐震診断の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等(以下「評価機関」という。)の評定を受け、適切であると評価を受けた建築物であること。
- 2 耐震改修設計費用の補助対象建築物は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 前項第1号から第3号までの規定に該当する建築物であること。

- (2) 前項第4号の規定による評価を受けた耐震診断の結果において、耐震改修が必要であると判断された建築物であること。
  - (3) 耐震改修設計の内容に関し、評価機関の評定を受け、適切であると評価を受けた建築物であること。
- 3 建替設計費用の補助対象建築物は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までの規定に該当する建築物であること。
  - (2) 第1項第4号の規定による評価を受けた耐震診断の結果において、耐震改修が必要であると判断された建築物であること。
  - (3) 除却する建築物と新たに建築する建築物とが同一の用途であること。

(補助対象経費、補助金の額等)

第5条 この補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、耐震診断等に着手しようとする日（入札により施工者の選定を行う場合は入札予定日、入札により施工者の選定を行わない場合は契約予定日）の30日前までに、別記第1号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 別記第2号様式による事業計画書
- (2) 別記第3号様式による収支予算書
- (3) 建築物配置図（補助事業対象建築物ごとに赤線等で囲み、延べ床面積を明記したもの）
- (4) 耐震診断を行う建物の各階平面図（耐震診断を行う場合に提出すること。）
- (5) 耐震診断の結果が確認することができる書類（耐震改修設計・建替設計を行う場合に提出すること。）
- (6) 見積書の写し（事業費の積算内訳が分かる書類）
- (7) 建築年月日を確認することができる書類（建物の登記事項証明書）
- (8) 建築物の所有権が確認することができる書類
- (9) B C P（事業継続計画）を文書化した書類の写し（B C Pの策定については、令和18年2月に中小企業庁が公表した「中小企業B C P策定運用方針」によるものとする。）
- (10) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (11) 別記第4号様式による高知県に対する税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するために、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容及び経費の配分等の変更(補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。)をしようとする場合は、事前に別記第5号様式による変更申請書に次に掲げる書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

ア 別記第2号様式による変更事業計画書

イ 別記第3号様式による収支予算書

(2) 補助事業者が予定の期間に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に書面で報告し、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第6号様式による事業中止(廃止)承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(5) 補助事業の収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(6) 補助金の額が確定し、支払が完了した後において、補助金の補助対象経費の一部又は全部が他の補助事業の対象となりその補助金が交付された場合は、別記第7号様式による報告書により知事に報告し、既に確定し支払った補助金について、他の補助事業で受けた補助額相当額を、補助金の額を限度として、知事の指示により速やかに県に返還しなければならないこと。

(7) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条第1項の補助金交付申請書又は前条第1号の変更申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、補助金の交付又は変更が適当であると認めるときは、別記第8号様式による補助金交付決定通知書又は別記第9号様式による補助金交付決定変更通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第10号様式によるものとし、これに次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日に、知事に提出しなければならない。

(1) 別記第2号様式による事業報告書(耐震診断・耐震改修設計・建替設計)

(2) 別記第11号様式による収支決算(見込み)書

(3) 評定書(耐震診断・耐震改修設計・建替設計)

- (4) 入札の結果が分かる書類又は見積書の写し（2者以上）
  - (5) 契約書の写し
  - (6) 支出関係書類
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- 2 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第12号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の交付)

第10条 知事は、前条第1項の補助事業等実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

- 第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
  - (3) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
  - (4) 別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(繰越承認申請)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、当該年度の12月15日までに別記第13号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、別記第14号様式による繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第15号様式による年度終了報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(報告、検査等)

第13条 知事は、補助事業の適正な執行のために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は資料の提出その他必要な調査を行うことができる。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（令和2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達するときは、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条第5号及び第6号、第9条第3項並びに第11条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第9条第1項により、事業が翌年度に渡る場合は、令和6年5月31日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額
耐震診断事業	耐震診断に要する経費 耐震診断に要する費用又は補助対象建築物の延べ床面積に1平方メートルあたり3,670円を乗じて得た額のいずれか低い方の額 (ただし、通常の耐震診断に要する費用以外の費用（設計図書の復元、第三者機関の判定等）を要する場合は、1,000千円を限度として加算することができる。)	3分の2以内	1,333,000円
耐震設計事業	耐震改修設計に要する経費 (耐震診断評定手数料を含む。)	3分の2以内	200万円
建替設計事業	建替設計に要する経費 建替建築工事に要する費用（1平方メートル当たり51,200円を乗じて得た額を限度とする。免震工法等特殊な工法による場合にあつては、1平方メートル当たり83,800円を乗じて得た額を限度とする。）に別表第2に定める率を乗じて算定した額	3分の2以内	200万円

(注) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第2

○建築設計費

建築設計に要する費用。ただし、標準的な仕様による建築工事費に次の表の建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。

建築工事費区分 (単位：百万円)	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
建築設計料率（各棟別） (単位%)	7.22	4.77	4.00	3.37	3.03	2.67	2.24	1.78

(注) 基本設計を行う場合にあつては、その金額に応じて下表の基本設計料率を上表の率に加えて、乗じて得た額を限度とする。

○基本設計費

建築物の基本設計に要する費用。ただし、標準的な仕様による建築工事費（高価な装飾、特殊な材料又は高価な設備を使用しない建築工事費をいう。）に次の表の基本設計料率を乗じて得た額を限度とする。

建築工事費区分 (単位：百万円)	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
建築設計料率（各棟別） (単位%)	2.81	1.93	1.64	1.39	1.27	1.12	0.96	0.77

別表第3（第7条、第8条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（令和22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。